

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第17号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特定施設等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第2条第9号アの規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 騒音（拡声機の使用によって発生する騒音を除く。第8条第3号において同じ。） <u>別表第2の1特定施設の表に掲げる施設</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（土砂等による埋立ての除外）</p> <p>第6条 条例第2条第13号の規則で定めるものは、次に掲げる埋立てとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、地方公共団体又は次に掲げる者がその本来の事業として行う埋立て</p> <p>ア～ケ 略</p> <p><u>コ 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社</u></p> <p>サ～セ 略</p> <p><u>ソ</u> アからセまでに掲げる者のほか、国の機関又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている一般財団法人又はその資</p>	<p>（特定施設等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第2条第9号アの規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 騒音（拡声機の使用によって発生する騒音を除く。第8条第3号において同じ。） <u>別表第2の1特定施設の項に定める施設</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（土砂等による埋立ての除外）</p> <p>第6条 条例第2条第13号の規則で定めるものは、次に掲げる埋立てとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、地方公共団体又は次に掲げる者がその本来の事業として行う埋立て</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ～ス 略</p> <p><u>セ</u> アからスまでに掲げる者のほか、国の機関又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている一般財団法人又はその資</p>

改正前	改正後
<p>           本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂等による埋立てによる生活環境への影響の未然防止について、国の機関又は地方公共団体と同等以上の能力があると知事が認めたもの            (ばい煙等に係る規制基準)            第8条 条例第8条第1項の規制基準は、次に掲げるとおりとする。            (1)・(2) 略            (3) 騒音に係る規制基準は、別表第2の2規制基準の表に定めるとおりとする。            (4)・(5) 略            (揚水施設の特例承認用途)            第17条 条例第24条第1項ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。            (1) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定による簡易水道事業又は佐賀県小規模水道条例(昭和35年佐賀県条例第28号)の規定による小規模水道事業の用途             (2)~(5) 略            (地下水の水質の浄化に係る措置命令等)            第26条 略            2 条例第41条第1項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第9地下水の水質浄化に係る基準の表の有害物質の欄に掲げる物質の種類ごとに同表の基準値の欄に掲げる値(以下この条において「浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において当該地下水に         </p>	<p>           本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂等による埋立てによる生活環境への影響の未然防止について、国の機関又は地方公共団体と同等以上の能力があると知事が認めたもの            (ばい煙等に係る規制基準)            第8条 条例第8条第1項の規制基準は、次に掲げるとおりとする。            (1)・(2) 略            (3) 騒音に係る規制基準は、別表第2の2規制基準の項に定めるとおりとする。            (4)・(5) 略            (揚水施設の特例承認用途)            第17条 条例第24条第1項ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。            (1) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定による簡易水道事業又は導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、給水人口が50人以上100人以下のもの(同法第3条第6項に規定する専用水道及び臨時に施設されたものを除く。以下「小規模水道」という。)により水を供給する事業の用途             (2)~(5) 略            (地下水の水質の浄化に係る措置命令等)            第26条 略            2 条例第41条第1項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第9地下水の水質浄化に係る基準の表の有害物質の欄に掲げる物質の種類ごとに同表の基準値の欄に掲げる値(以下この条において「浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において当該地下水に         </p>

改正前	改正後
<p>含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第 2 項の命令を 2 以上の特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業、同条第 6 項に規定する専用水道又は<u>佐賀県小規模水道条例に規定する小規模水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合</u> 原水の取水施設の取水口</p> <p>(3)・(4) 略 （捕獲等の禁止の適用除外）</p> <p>第 52 条 条例第 56 条第 2 号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）</p> <p>ア～ナ 略</p> <p>二 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する放送の業務、<u>有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和 26 年法律第 135 号）第 2 条に規定する有線ラジオ放送の業務、</u></p>	<p>含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第 2 項の命令を 2 以上の特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業、同条第 6 項に規定する専用水道又は小規模水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口</p> <p>(3)・(4) 略 （捕獲等の禁止の適用除外）</p> <p>第 52 条 条例第 56 条第 2 号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）</p> <p>ア～ナ 略</p> <p>二 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 1 号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</p>

改正前				改正後																																	
<p>有線放送電話に関する法律（昭和 32 年法律第 152 号）第 2 条第 2 項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条第 1 項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</p> <p>ヌ～フ 略</p> <p>別表第 2（第 4 条、第 8 条関係） 騒音に係る特定施設及び規制基準</p> <p>1 特定施設</p> <p>次に掲げる施設のうち、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 2 項に規定する指定地域内に設置される工場又は事業場で、同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの</p> <p>(1) <u>コンクリートブロックマシン</u></p> <p>(2) <u>クーリングタワー（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）</u></p> <p>2 規制基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間の区分</th> <th>午前 8 時から 午後 7 時まで (最大)</th> <th>午前 6 時から 午前 8 時まで 及び午後 7 時 から午後 11 時 まで(最大)</th> <th>午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域の区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 種区域</td> <td>50 デシベル</td> <td>45 デシベル</td> <td>45 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域</td> <td>60 デシベル</td> <td>50 デシベル</td> <td>50 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 3 種区域</td> <td>65 デシベル</td> <td>65 デシベル</td> <td>55 デシベル</td> </tr> <tr> <td>第 4 種区域</td> <td>70 デシベル</td> <td>70 デシベル</td> <td>65 デシベル</td> </tr> </tbody> </table>				時間の区分	午前 8 時から 午後 7 時まで (最大)	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び午後 7 時 から午後 11 時 まで(最大)	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで(最大)	区域の区分				第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル	第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル	第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	<p>ヌ～フ 略</p> <p>別表第 2（第 4 条、第 8 条関係） 騒音に係る特定施設及び規制基準</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 特定施設</td> <td>次に掲げる施設のうち、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 2 項に規定する指定地域内に設置される工場又は事業場で、同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) <u>コンクリートブロックマシン</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) <u>クーリングタワー（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）</u></td> </tr> <tr> <td>2 規制基準</td> <td>騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により知事（市の区域内の地域については、市長。以下この表において同じ。）が指定する地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により知事が定める規制基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>		1 特定施設	次に掲げる施設のうち、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 2 項に規定する指定地域内に設置される工場又は事業場で、同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの		(1) <u>コンクリートブロックマシン</u>		(2) <u>クーリングタワー（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）</u>	2 規制基準	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により知事（市の区域内の地域については、市長。以下この表において同じ。）が指定する地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により知事が定める規制基準とする。
時間の区分	午前 8 時から 午後 7 時まで (最大)	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び午後 7 時 から午後 11 時 まで(最大)	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで(最大)																																		
区域の区分																																					
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル																																		
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル																																		
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル																																		
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル																																		
1 特定施設	次に掲げる施設のうち、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 2 項に規定する指定地域内に設置される工場又は事業場で、同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの																																				
	(1) <u>コンクリートブロックマシン</u>																																				
	(2) <u>クーリングタワー（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）</u>																																				
2 規制基準	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により知事（市の区域内の地域については、市長。以下この表において同じ。）が指定する地域について、同法第 4 条第 1 項の規定により知事が定める規制基準とする。																																				

改正前	改正後
<p>備考</p> <p><u>1 この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域又は第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域として別に告示で定める区域をいう。</u></p> <p><u>(1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域</u></p> <p><u>(2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</u></p> <p><u>(3) 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域</u></p> <p><u>(4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域</u></p> <p><u>2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</u></p> <p><u>3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 騒音の測定位置は、1 特定施設の表に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場の敷地の境界線とする。</u></p> <p>別表第7（第15条関係）          拡声機の使用を制限される者及び拡声機の使用にかかる制限事項</p> <p>1 略</p> <p>2 拡声機の使用に係る制限事項</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>備考</p> <p><u>1 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 騒音の測定位置は、この表に定める特定施設を設置する工場又は事業場の敷地の境界線とする。</u></p> <p>別表第7（第15条関係）          拡声機の使用を制限される者及び拡声機の使用にかかる制限事項</p> <p>1 略</p> <p>2 拡声機の使用に係る制限事項</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(3) 音量</p> <p>音量は、時間及び区域の区分ごとに、次の表に定める基準値以下でなければならないこと。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の周囲おおむね30メートル以内の区域内での当該基準値は、同表の基準値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>ア～オ 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 第1種区域、第2種区域、第3種区域又は第4種区域とは、<u>それぞれ別表第2の2規制基準の表の備考第1項各号に掲げる第1種区域、第2種区域、第3種区域又は第4種区域とし、デシベルとは、同表の備考第2項に規定する計量単位とし、騒音の測定は、同表の備考第3項に規定する騒音計又は測定器並びに周波数補正回路及び動特性を用いて行うものとし、騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、同表の備考第4項に規定する方法により行うものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(3) 音量</p> <p>音量は、時間及び区域の区分ごとに、次の表に定める基準値以下でなければならないこと。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の周囲おおむね30メートル以内の区域内での当該基準値は、同表の基準値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>ア～オ 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 第1種区域、第2種区域、第3種区域又は第4種区域とは、<u>騒音規制法第4条第1項の規定により知事（市の区域内の地域については、市長）が定めた第1種区域、第2種区域、第3種区域又は第4種区域とし、騒音の測定は、別表第2の備考第1項に規定する騒音計又は測定器並びに周波数補正回路及び動特性を用いて行うものとし、騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、同表の備考第2項に規定する方法により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</u></p> <p>3 略</p>

様式第1号から様式第3号まで、様式第5号及び様式第6号の備考中「別表第2の1特定施設の表に掲げる」を「別表第2の1特定施設の項に定める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、佐賀県住宅供給公社の解散の日から施行する。

（経過措置）

- 2 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定により有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関

する法律第3条の許可を受けている者が行う同法第2条第2項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係るこの規則による改正後の佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則第52条第5号二の規定の適用については、なお従前の例による。